

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いなべ市長 日沖 靖

市町村名 (市町村コード)	いなべ市 (24214)
地域名 (地域内農業集落名)	員弁町員弁西地区 (市之原、笠田新田、上笠田、下笠田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は市の南東部に位置し、西側は員弁川、東側は桑名市多度町と接し、笠田新田地区、上笠田地区、下笠田地区については大部分が平坦であるが、市之原地区については周辺が山林に接する地域である。

地域内の農地のほとんどは圃場整備済であり、概ね3反程度の区画が多く、また営農組合、麦作組合等を中心とした担い手への集約が進んでいる優良な水稻生産圃場である。員弁町は線引き都計区域であり当該地域は市街化調整区域であるため農地への開発圧力は少ない。

水路清掃や除草作業等は、多面的機能支払交付金等を活用し実施している集落が多いが、今後の施設管理等や維持管理人員の不足が課題となっている。

また、当該地区の圃場整備事業は平成初期の実施であるため水路等の施設の老朽化が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻(主食用・飼料用)を主体に一部麦・大豆を作付けする作付体系及び集落単位でのブロックローテーションを継続し、水田の収益力の向上に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	147.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	147.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在の担い手への農地の一層の集積・集約化を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積、圃場の団地化率の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法に基づき農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業への取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
目標地図の担い手への集積、集約を進めるほか、新しい農業者についても積極的に受け入れたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定はない

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵、侵入防止柵等で適宜対応する。(市之原地区)
 ③担い手を中心にスマート農業技術については積極的に取り入れる。
 ⑦生産性の低い農地については保全管理地として低コスト管理する。